

秋田県告示第83号

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定に基づき、次の表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型（水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「告示」という。）別表2に掲げる類型をいう。以下同じ。）を次の表の該当類型の欄に掲げるとおり指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定める。

平成30年2月9日

秋田県知事 佐竹 敬久

水 域	該 当 類 型	達 成 期 間
米代川（秋田・岩手県境より下流の全域）	生物A	直ちに達成
大湯川（全域）	生物A	直ちに達成
阿仁川（全域）	生物A	直ちに達成
小又川（森吉ダム（全域）及び森吉山ダム（全域）を除く全域）	生物A	直ちに達成
小阿仁川（萩形ダム（全域）を除く全域）	生物A	直ちに達成
早口川（全域）	生物A	直ちに達成
藤琴川（全域）	生物A	直ちに達成
種梅川（全域）	生物A	直ちに達成
常盤川（全域）	生物A	直ちに達成
長木川（全域）	生物A	直ちに達成
小猿部川（全域）	生物A	直ちに達成
熊沢川（全域）	生物A	直ちに達成
岩瀬川（山瀬ダム（全域）を除く全域）	生物A	直ちに達成
檜山川（全域）	生物B	直ちに達成
犀川（全域）	生物A	直ちに達成
大沢川（全域）	生物A	直ちに達成
比詰川（全域）	生物B	直ちに達成
白雪川（全域）	生物A	直ちに達成
赤石川（全域）	生物A	直ちに達成
真瀬川（全域）	生物A	直ちに達成
西目川（全域）	生物A	直ちに達成
象潟川（全域）	生物B	直ちに達成
竹生川（全域）	生物A	直ちに達成
衣川（全域）	生物A	直ちに達成
十和田湖（全域）	湖沼生物A	直ちに達成

（注） 該当類型の欄中の「生物A」及び「生物B」とは、告示別表2の1の（1）のイの類型、「湖沼生物A」とは、告示別表2の1の（2）のウの類型をいう。